

発熱などの症状があるとき

⇒ かかりつけ医、または、きょうと新型コロナ医療相談センターへ

電話：**075-414-5487** (365日24時間、京都府・京都市共通)

みなさんの声で延長、充実 コロナ対策・支援策

生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」－厚生労働省がよびかけ

(厚生労働省のホームページより)

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとい、ということはありません。

*住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ることに同意することが申請の条件ということはありません。

*持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

*必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

生活支援

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります

※学生の方も活用できます。

○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月・3ヶ月の延長が可能) 無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、2022年(来年)3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、返済の開始時期を2022年3月末まで延長 ※償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますとしています。

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

○国民健康保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合(所得要件等あり)

- ・対象保険料：2020年2、3月分保険料および、申請月以降の2020年度分保険料
- ・申請期限：2021年3月納期以前

○介護保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合(当該所得の合計額が、400万円以下)

- ・対象保険料：2020年2月分～2021年3月分まで
 - ・申請期限：2021年3月31日
- 後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

○新型コロナ対応休業支援金

(10～12月分の申請は3月末までに。2月末までの分も対象になります)

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を、休業実績に応じて支給。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金(休業手当)を受けない方

事業者支援

○雇用調整助成金特例措置の延長（2021年2月28日まで）

※これに伴い、新型コロナウイルスの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、1年を超えて引き続き受給することができます（6月30日まで）

※3月以降の対応については、雇用情勢等を考慮し、改めて判断するとされています。

○換気・加湿等対策補助金

※不特定多数の市民および観光客が利用する店舗・新型コロナウイルス感染症対策として換気・加湿等のために必要となる経費の一部が支援されます。

- ・補助率3分の2以内、1店舗につき上限5万円（1事業者あたり10店舗等を上限）
- ・補助対象事業の実施期間：2020年8月5日（水）～2021年1月29日（金）
- ・申請期限：2021年1月29日（金曜日）（当日消印有効）

○事業用家屋・償却資産の固定資産税等を軽減

※2020年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主に対し、固定資産税、都市計画税を減免

- ・対象資産 事業用家屋：事務所や店舗、工場、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなど
- ・償却資産：事業用に使用している資産のうち、法人税や所得税の計算をする際に減価償却をしている資産
- ・減免割合：2021年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。
- ・売上減少割合：30%以上50%未満→軽減割合：50% 売上減少割合：50%以上100%→軽減割合：100%
- ・申告期間：2021年1月4日～2021年2月1日（消印有効）

※特例申告書は、認定経営革新等支援機関等による確認（記名・押印）が必要です。取引のある金融機関（ゆうちょ銀、ろうきん、UFJ信託銀を除く）で、手数料無料で認定されます。また、商工会議所での認定も無料です。

※日本共産党市会議員団は、持続化給付金、家賃支援給付金の期限延長と条件緩和、再給付を求めています。時短営業を行う飲食店への納入事業者に対し、法人で40万円、個人事業者には20万円を上限に支給する一時金についても、速やかな支給を目指しています。

○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金

※新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化芸術関係者の皆様の活動再開・継続を支援するため、A「施設使用料や付帯設備使用料」、B「感染拡大防止に必要な経費」を対象に、補助金を交付します。

- ・対象期間：2020年10月1日～2021年3月31日
- ・受付期限：2021年2月28日17:00

学生・若者への支援

○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター)0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会

総合支援資金(単身世帯月15万円×原則3カ月まで)

緊急小口資金(上限20万円)

※無利子・保証人なし(21年3月まで)の公的貸付制度 ※学生も利用可

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金(家賃3カ月分を給付、最長12カ月)

※離職・廃業、減収で住居を失う恐れのある方が対象

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度(納付猶予)

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象

※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります

※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口

※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060